

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年9月28日（木）14:00～14:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<事務局>

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療法人の理事長要件の緩和について
- 3 閉会

○事務局 ただいまから、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングを開催したいと思います。

最初の議題は、「医療法人の理事長要件の緩和」でございます。これは特区を活用した初めての事例ということで、認定NPO法人フローレンスの駒崎代表理事にお越しいただき、事業概要等を含めて御説明いただきます。

それでは八田座長、進行をお願いいたします。

○八田座長 いつも本当にいいトピックを提案してくださって、ありがとうございます。

早速、今回の件について御説明をお願いいたします。

○駒崎代表理事 久しぶりにこの場にいられて大変嬉しいです。フローレンスの駒崎です。

今回は、私が既存の規制の緩和を要望するというよりは、既に決まった規制緩和について、まだ実例が出ていないテーマに手を挙げさせていただけたらと思っているということ

です。

○村上審議官 駒崎先生、もしも非公開を御希望であれば、議事録上非公開とさせていただきます。

○八田座長 非公開を御希望されますか。

○駒崎代表理事 どちらでも結構です。

○八田座長 どちらでも大丈夫なら、公開しましょう。よろしいですか。

○駒崎代表理事 大丈夫です。では、そのまま進めてください。公開で大丈夫ですので、公明正大に行きたいと思います。

国家戦略特区における医療法人の新理事長要件の適用についての御要望です。

皆さん御存知のとおり、2015年7月に成立した特区法で、医療法人の理事長要件の見直しがなされ、それまでは医師でないと医療法人の理事長にはなれないということだったのですが、非医師であっても医療法人の理事長になれることになりました。2年たった今、まだ事例はありませんが、この度、新要件の適用を要望できたらと思っております。

背景を申し上げますと、私ども認定NPO法人フローレンスは、医療と保育の交差する領域で訪問型病児保育というものをしてきました。その訪問型病児保育に往診を付加して、より安全に病児を診ようということをしてきました。訪問型病児保育の場合、子供の家で診るという形になるため、どうしても医療的な安全性が担保できない部分があったので、そこを医師が往診するという仕組みにより、安心して安全な病児保育を作ってきました。その往診という仕組みを作る中で、これは医師と一緒にやってきたのですけれども、医療法人社団ペルルというものを立ち上げ、そのペルルに往診事業をしてもらっていたということがありました。

専ら主に往診事業を運営していたペルルですけれども、この10月、来月ですが、渋谷区初台に小児科の外来クリニックを立ち上げることになりました。この外来クリニックですけれども、就労しづらい子育て中の女医が、子育てをしている当事者家庭を支えるということで、まさに子育てをしている女医が、子育てをしている患者を支えるというコンセプトです。就労しづらいと書いてあるのですが、これは今、やはり問題になっていて、先生も御存じかもしれませんが、どうしても医師というのは長時間労働で、なかなか病院等で宿直、当直ができなかつたりすると、せっかく女医が働きたいと思っても、なかなか働けないという状況があります。そこで、開業時間を9時半から4時半と短くして、時短クリニックという形をとれば、小さい子を育てている女医でも働きやすくなる。そういうものをやってみようということで、時短クリニックを立ち上げることになりました。

このクリニックは複合施設の中に入っていて、この写真にある茶色い施設ですが、「おやこ基地シブヤ」といいます。この「おやこ基地シブヤ」の中には病児保育があったり、認可保育所が入っていたり、障害児保育園が入っていたりしています。どんな子供でも受け入れる。「全ての子どもたちに保育の光を」というコンセプトでこの複合施設を立ち上げました。その中にクリニックと病児保育がセットで2階に入っているという状況です。

福祉に医療が関わるということで、これまではお預かりが難しかった病児や障害児を安全にお預かりできるようになるということが社会的意義としてあります。

こういった新しい革新的な取組みをしているのですが、民間人理事長を望む理由が出てきました。それは今回、外来クリニックを開院するに当たって、やはり初期費用がかかりまして、5,000万円近い費用を借り入れる必要が出てくる訳です。今、銀行から借りるとなると、連帯保証ということで、代表者に何かあったら、ある種、全部責任を取って払いますというような判子を押さなくてはなりません。しかしながら、医師である院長にとって大きな額の借入れは、かなり心理的な負担が大きくて、かつ、時短クリニックという、通常ではなかなかないような形のスタイルのために、本当に採算がとれるか、持続可能な経営ができるかどうかというところで、なかなかリスクもある。成功するかどうかわからないものに大きな額を借りなくてはいけないということで、心理的負担が非常に大きかった訳です。

そこで院長いわく、できれば経営と現場を分離して、経営は経営の強い人にやってもらって、自分は現場の医療や子育て中の親子への支援に全力を投じたいという御希望を持っていらっしゃるということだったのです。それはそうだなと。確かに医者とは別に経営者をやりたい訳ではないし、そこに強みがある訳でもないから、経営ができる人と現場の医療を頑張る人を分けて、経営ができる人が経営をする。つまり、自分は医療法人の理事としてずっとやってきたけれども、理事長になって、経営をして、経営的な責任も取って、借金もして、院長の先生には医療に特化してもらおうほうがいいだろうと思ひまして、そういうことができないだろうかと思ったときに、そういえば2年前に制度が変わっているのだったと思って、では、それに手を挙げさせていただけたらいいなと思ったということです。

今回、たまたま自分が当事者になって、そういう民間理事長ができたらいいなということに気付いたのですが、この制度を活用すると、すごく社会的な意義も出るだろうとも思いました。というのは、経営的責任を非医師である民間人が取ることによって、それまではなかなか開業に踏み切れない立場だった子育て中の医師の方や、介護や御自身の都合で長時間働けないような医師の方も開業をして、地域の医療を支えることができるのではないかと思います。開業というのはリスクも高いですし、長い時間働かなければいけないということで、どうしても、割と長時間働ける男性に偏る傾向があるのではないかと思います。そうしたところから、より多様な方々が開業できるようになるのではないかと思います。

また、今回のような時短クリニック、あるいは医療と保育、医療と障害児支援、医療と福祉といった異なる領域が融合するような新結合が生まれやすくなるのではないかと思います。これまではなかなか既存の医療サイドから出にくかったような事例も生まれやすくなるのではないかと思います。

また、経営自体、全てのお医者様が得意な訳ではないので、不慣れな経営を医療の傍らにやるという状況から脱することができて、経営は経営が得意な人に、医療は医療が得意

な人に、お互いに任せられることによって、どちらの質も上げられるのではないかと思います。

これを皮切りに、世の中にそうした経営と医療の分離というものが広がっていくと、よりイノベーションが生まれ、そして医療と経営の質が上がるのではないかと考え、提案とさせていただきます。

付加資料として、この施設やクリニックのパンフレットなどを持ってまいりましたが、説明すると長くなるので、参考資料にとどめたいと思います。

簡単ですが、以上です。

○八田座長 ありがとうございます。今の趣旨は非常によくわかったのですが、実際のところ、こういうふうにしたいたいといった場合に障害はあるのですか。なかなか受け入れてくれないというようなことがあるのですか。

○駒崎代表理事 特区で法が改正される前は、私のような民間人は絶対に医療法人の理事長になれなかったのですが、2015年の特区法改正によって、民間人でも理事長になれるようになりました。

ただ、まだ事例が全然ない。1件もないという状況なので、なろうと思って手を挙げても、窓口はどこなのか、どこに行ったらいいのかということがあります。

○八田座長 その相談ですね。

○駒崎代表理事 そうです。その相談をさせていただき、規制が緩和された後に事例第1号として名乗りを上げようという形です。

○八代委員 新たに病院を経営したい人ということを抑ったのですが、逆に、病院をもうやめたいという人がいる。例えば、跡継ぎがいなくて、そういう人もたくさんいるのですが、閉鎖するとすごく損をする訳です。だから、誰かに病院の施設を居抜きで貸したい、そういうニーズはある訳で、そういう病院市場が発展したら、開業したい人と開業してもらいたい人とのマッチングができる。

それに、社福と違って医療法人は作るのが簡単です。医療法人は、事実上、合資会社と同じ仕組みなのです。配当はしてはいけませんが、資本はちゃんとキープできます。

○駒崎代表理事 院長が医師なので、渋谷区の医師会は温かく迎えてくださいましたが、ただ、これを知人の医師たちに言ったときには、医療業界で理事長が民間人だなんて、そんなことをしたらものすごいバッシングに遭うよということでは言われました。

○八代委員 仲間外れにされますよね。

○駒崎代表理事 はい。そういうことは言われて、覚悟しておきなさいとは言われました。別にこれで大儲けをするとかそういうことではなくて、医療と福祉を一緒にという志があるので、そこは説明して何とかわかっていただけないかなとは思っているのですが、きっと大きな風当たりが来るであろうことは覚悟しております。

○八田座長 事務局的には、これはどういう手続きでやっていけばいいということですか。

○村上審議官 既に駒崎さんには回答済ですが、一つは兼職されるフローレンスとこの医

療法人との関係が大丈夫かという議論がありました。それは厚労省に合わせて照会をしまして、現状、実費の支払い関係はあるのですが、実費にすぎなくて、収益性のあるもの、事業性のあるものはないので、この兼職であれば問題ないだろうという解釈を明確に厚労省からいただいています。そのいただいた解釈付きで、都の特区担当に話を実はもう内々には話してございまして、医療法人課が担当になるだろうというところもいただいていますので、今日のヒアリングを踏まえて、改めて医療法人課に円滑につなぐように、自分たちのほうから改めてまたお願いするというところで、進めてよろしければそのようにしたいと思います。

○八田座長 原さん、何かコメントはありますか。

○原座長代理 既存のメニューの活用ですから、早急に区域会議で進められるといいと思います。実務的なところの東京都との調整等を引き続きやった上で、できるだけ早く進められたらよろしいかと思います。

○八田座長 問題になり得るところを厚労省と調整していただいたので、そのことをもって、そこが障害になることはないということですね。

○八代委員 厚労省がいいと言うだけではなくて、厚労省がしっかりと競争政策的にやらないといけない。

○八田座長 他に、よろしいですか。

駒崎さんの仰るとおり、経営と医師の専門性とはまた別の能力なのだから、それぞれの能力のある人、タレントのある人が分担するのが一番望ましい。その第1号になるというのは素晴らしいことだと思うので、是非頑張ってください。

○駒崎代表理事 そうですね。

○八田座長 我々も応援しますから、頑張ってください。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。

○八代委員 では、引き続きよろしく。

○駒崎代表理事 引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。